

平成31年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【平成31年2月8日】

1 文京区職員定数条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻713頁）

(1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。

(2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1,453人	→	1,458人	（5人増）
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	10人	（増減なし）
ウ 教育委員会の事務部局の職員	184人	→	184人	（増減なし）
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	158人	→	158人	（増減なし）
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	7人	（増減なし）
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	6人	（増減なし）
合計	1,818人	→	1,823人	（5人増）

(3) 施行期日 平成31年4月1日

2 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻977頁）

(1) 提案理由 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容 学校教育法の一部改正に伴う引用条文の整備（第4条第2号）

「第104条第4項第2号」→「第104条第7項第2号」

(3) 施行期日 平成31年4月1日

3 文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4605頁）

(1) 提案理由 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、主任介護支援専門員に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容 主任介護支援専門員の資格に更新制が導入されたことに伴う規定の整備（第2条第1項第3号）

(3) 施行期日 公布の日

4 文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻3421頁）

(1) 提案理由 精神障害者福祉手当の額を改定するため、提案する。

(2) 改正内容 精神障害者福祉手当の改定（第4条）

月額5,000円 → 月額10,000円（5,000円増）

(3) 施行期日 平成31年4月1日

5 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5504頁）

- (1) 提案理由 本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅（11戸）の廃止
- (3) 施行期日 平成31年4月1日

6 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5658頁）

- (1) 提案理由 占用料を改定するほか、占用料の徴収項目を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
 - ア 占用料の改定
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
 - イ 占用料の徴収項目の追加
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第8号に掲げる施設のうち地下に設けるものの占用料を追加する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 平成31年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

7 文京区立公園条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5775頁）

- (1) 提案理由 占用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 占用料の改定（別表第1及び別表第3）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 平成31年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区立公園条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

8 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5822頁）

- (1) 提案理由 占用料を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 占用料の改定（別表）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
 - イ その他規定整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 平成31年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

9 お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、協定の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

- ア 協定の目的 お茶の水橋補修補強工事
- イ 協定金額 金19億1,091万5,000円
(変更前の協定金額 金13億3,775万円)
- ウ 協定の相手方 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区
代表者 千代田区長 石川雅己

【参考】

支出科目等 平成29年度 一般会計 土木費 道路橋梁費
平成30年度 一般会計 土木費 道路橋梁費
平成31年度から平成36年度まで 債務負担行為

10 平成30年度文京区一般会計補正予算

11 平成30年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

12 平成30年度文京区介護保険特別会計補正予算

13 平成30年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算